



佐賀県公報

平成17年
11月1日
(火曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

○家畜伝染病予防法に基づく報告の徴求

(五三六・畜産課) 一

○ 告 示

●佐賀県告示第五百三十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五十二条の規定により、家畜の伝染性疾病を予防するための報告を次のとおり求める。

平成十七年十一月一日

佐賀県知事 古 川 康

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため

二 報告すべき者の範囲

飼養羽数が千羽以上の鶏、あひる、うずら及び七面鳥の農場の所有者

三 報告すべき事項

二の農場所有者は次に掲げる事項について、毎月の状況を報告すること。

(一) 飼養羽数

(二) 死亡羽数

(三) とう汰羽数

(四) 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定することができないような状況の有無

四 報告書の提出期限

毎月十日の正午までに、前月の報告書を提出すること。

なお、第一回目の報告は、平成十七年十一月の状況を、平成十七年十二月

十二日(月)の正午までに行うこと。

五 その他

(一) 報告先

次の表の上欄に掲げる地区ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる報告先に報告すること。

地 区	報 告 先
佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、佐賀郡、神埼郡及び三養基郡	中部家畜保健衛生所 佐賀市若楠二丁目七番四号 電話 ○九五二(三二)二二一一 ファクシミリ ○九五二(三四)一〇四六 電子メール chubuakachiku@pref.saga.lg.jp
唐津市及び東松浦郡	北部家畜保健衛生所 唐津市鎮西町岩野二二五番地一 電話 ○九五五(八二)三八四一 ファクシミリ ○九五五(五二)一〇二四 電子メール hokubukachiku@pref.saga.lg.jp
伊万里市、武雄市、鹿島市、西松浦郡、杵島郡及び藤津郡	西部家畜保健衛生所 武雄市武雄町富岡一二二六番地 電話 ○九五四(二二)三一八五 ファクシミリ ○九五四(二〇)一〇一三 電子メール seibukachiku@pref.saga.lg.jp

(二) 報告の方法

別紙様式により作成した報告書を、(一)の報告先へ持参し、郵送し、又は電子メール若しくはファクシミリにより送信すること。

(三) その他

ア 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定することができない事態が生じた場合は、四の提出期限にかかわらず、直ちに報告すること。
イ この告示に基づき報告を求める期間の満了の月は、別に告示する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

別紙様式

家畜保健衛生所長 様

家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徴求命令に対する報告

平成 年 月 日

農場名 _____

月 日	飼養羽数	死亡羽数	とう汰羽数	備 考
月 日(月)	羽	羽	羽	
月 日(火)	羽	羽	羽	
月 日(水)	羽	羽	羽	
月 日(木)	羽	羽	羽	
月 日(金)	羽	羽	羽	
月 日(土)	羽	羽	羽	
月 日(日)	羽	羽	羽	
合 計		羽	羽	
鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無	あり なし ※ いずれかを丸で囲んでください。 また、「あり」の場合、直ちに家畜保健衛生所に届け出てください。			

注 備考欄には、次に掲げる事項について記載してください。

- 1 鶏の健康状況についての特記事項
- 2 死亡率が、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生鶏舎等に偏りが認められるか等についての特記事項
- 3 鶏を入すう又は出荷されたときは、その羽数

平成十七年十一月一日印刷及び発行
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行所 毎週月水金曜日
 印刷所 株式会社 古川印刷